

明 監 報 第 8 号

市民生活局（産業振興室）行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第2項の規定により、みだしの監査を明石市監査基準に準拠して実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和6年3月25日

明石市監査委員	藤 本 一 彦
同	藤 田 隆 大
同	竹 内 きよ子
同	井 藤 圭 順

## 市民生活局（産業振興室）行政監査の結果について

### 1 監査のテーマ

「公の施設の指定管理者制度の運用について」

### 2 監査の対象

産業政策課 対象施設：明石市公設地方卸売市場

### 3 監査の期間

令和5年11月27日から令和6年3月25日まで

### 4 監査の対象範囲

令和3年度の指定管理に係る事務の執行を対象とした。

ただし、必要に応じて令和3年度以外の事務も監査の対象とした。

### 5 監査の対象事項

- (1) 指定管理者制度の導入の効果について
- (2) 指定管理者に関する根拠条例等について
- (3) 指定管理者の募集・申請等について
- (4) 指定に関する手続きについて
- (5) 協定書等の締結について
- (6) 協定書等の内容について
- (7) 指定管理料の支払等について
- (8) 指定管理者に対する指導・監督について
- (9) 事業報告書の点検について
- (10) その他

### 6 監査の方法

産業政策課から指定管理者制度に係る事務について、資料の提出を求め、指定管理者制度の運用や指定管理者に対する指導・監督が適正に行われているかを関係諸帳簿等の調査確認や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

## 7 監査の結果

指定管理者制度の運用や所管課による指導、監督が適正に行われているかを中心に監査を実施した結果、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置を講じられたい。

なお、別途改善の検討を指示した事項<sup>\*</sup>についても、改善措置を講じられたい。

### (1) 指定管理者に対する指導及び監督について

明石市公設地方卸売市場は、平成27年4月に市直営から指定管理者制度による運営に移行し、当該市場の運営は、株式会社明石卸売市場管理センター（以下「センター」という。）が受託している。

前回実施した平成29年度に所管課に対して行った行政監査では、別途、改善を指示した事項を十分に踏まえ、事業運営はもとより経理事務に至るまで、適時適切にセンターを指導・監督されるよう要望したところである。

また、平成30年度に行われた包括外部監査においても、区分経理の徹底の指導や不適切な支出等がないかを十分確認するよう改善の方向性を示されている。

しかしながら、今年度の行政監査を実施したところ、前回指導を要望した収支報告書とセンターの総勘定元帳との科目対応が依然として明確になっておらず不一致であり、収支報告書の内容が十分チェックできていないことが判明した。

また、センターにおいて会計書類が適正な期間保管されていない、保証金が簿外処理されていたなど指定管理業務にかかる文書及び会計処理に不適切な取扱いが見受けられた。

これらの処理は、所管課が適時的確に指導していれば発生しなかった事案ではないかと考えられる。今後、センターに対して公の施設の指定管理者制度に関する指針に基づく収支報告書の提出、関係書類の作成及び証ひょう類の保管など適正かつ正確な事務処理を指導した上で、提出された収支報告書については、会計帳簿との十分な突合など

指定管理業務のチェックを行われたい。

新年度からの新たな組織体制のもと、センターとの連携を密にし、  
適時適切な指導・監督に努められたい。

— 参考 —

※別途改善の検討を指示した事項

行政監査（公の施設の 指定管理者制度の運用 について）	指定 管理者 制度の 導入の 効果	指定 管理者 に関する 根拠 条例等	指定 管理者 の募集・ 申請等	指定 に関する 手続き	協定 書等の 締結	協定 書等の 内容	指定 管理料 の支払 等	指定 管理者 に対する 指導・ 監督	事業 報告書 の点検	その他	計
件 数								5	2	4	11

※ 上記表は、今年度から監査結果の参考として添付しています。